

避難情報の種類

災害が発生したり、発生するおそれがある場合は、町から音声告知放送や防災行政無線等で3つの避難情報を発令します。

避難準備情報

土地、建物等に被害が発生する可能性がある場合に発令します。身体障がい者や高齢者等の避難に時間を要する方は、避難を開始してください。

避難勧告

土地、建物等に被害が発生するおそれがある場合に発令します。避難を開始してください。

避難指示

状況がさらに悪化し、避難すべき時期が差し迫ってきた場合や、災害現場に残っている住民がいる場合に発令します。まだ避難していない方は、ただちに避難してください。



↑美浜町防災ハンドブック
(平成18年10月配布)

◆日頃から気象情報に注意しましょう
住んでいる地域の気象情報を知ることが、風水害対策の基本です。「風水害は夏に起きるもの」と思っている人もいますが、季節外れの台風や集中豪雨による被害も少なくありません。日頃から気象情報をチェックするようにしましょう。

また、「福井県河川・砂防総合情報」のホームページでは、町内の降雨量や耳川の水位情報、土砂災害警戒情報等が確認できます。

※福井県河川・砂防総合情報
ホームページ
<http://ame.pref.fukui.jp/index.html>

◆早めの避難を心がけましょう
台風や集中豪雨による浸水は一気に押し寄せてきます。避難の遅れは生命の危険に直結します。避難勧告や避難指示がでたときはもちろん、それらがでない段階でも、付近で危険を感じたら早め早めに行動することが大切です。

◆非常時持出品を
用意しておきましょう
避難する際に持ち出す非常時持出品(3日分の飲料水・食糧、懐中電灯、携帯ラジオ等)を、常に家庭に用意しておきましょう。

◆防災ハンドブックを
確認しましょう
町では、町民の皆さんが災害時にどう対応すればよいかを記した「美浜町防災ハンドブック」を作成し、各戸に配布しています。

その中には、各地区の避難場所をはじめ、町からの情報伝達の流れ、非常時持出品リスト等のいろいろな情報を掲載しています。

この機会に再度確認してみましよう。なお、「美浜町防災ハンドブック」は、町のホームページに掲載しています。

※町ホームページ
<http://www.town.mihama.fukui.jp/>

家庭での災害対策

被害を最小限に抑えるために

—雨量の見方—

● 1時間雨量 ●

15 ~ 20mm

地面に水たまりができ、雨音で話し声が聞き取りにくくなる。



● 1時間雨量 ●

20 ~ 30mm

小川の氾濫や小規模ながけ崩れが始まる、どしゃぶりの雨。



● 1時間雨量 ●

30 ~ 50mm

バケツをひっくり返したような激しい雨。道路が川のようになる。



ご存知ですか？ JR小浜線利用促進助成

町では、JR小浜線の利用促進を図るため、回数乗車券を購入いただいた方や団体旅行を実施された方に対して費用の一部を助成しています。

ぜひ、このお得な助成事業をご利用ください。



回数乗車券の助成

□対象者

- ・町内に住所を有する方、または町内の事業所等に勤務する方
- ・町税等に滞納がない方

□条件

美浜駅で小浜線区間を利用する回数乗車券を購入した場合

□助成額

回数乗車券の10%

※限度額は、1回の購入につき1人あたり1,000円。

団体旅行の助成

□対象者

団体旅行助成の申請者が町内に住所を有していること、または町内の事業所等に勤務していること。

□条件

美浜駅で小浜線区間を利用する8人以上の団体切符を購入した場合

□助成額

JRの団体割引後の20%

※限度額は、1人あたり片道400円。

学生団体の助成

町内の保育園・小学校・中学校の学校行事や部活動等で、JR小浜線を利用した際の小浜線区間の運賃を全額助成します。

※お問い合わせ先

町企画政策課(担当:三田)

☎ 32・6701

今年度も実施！ 夏休み親子旅行助成

夏休み！親子で行ってらっしゃい

対象期間 7月1日(木)～9月30日(木)

対象旅行

JR美浜駅で発行するJR切符を購入して、JR小浜線を利用した親子旅行。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、原則として助成対象となりません。

- ①親子旅行の変更・中止等により切符の払い戻し等を受けた場合
- ②各地区子ども会等の団体主催による親子旅行

対象者

JR切符を購入した時点で、次のすべての条件を満たす方

- ①本町に住所を有する親子。(親子旅行には中学生以下の者が1人以上含まれていること。)
※親子とは、子どもの親に限らず祖父母等3親等以内の親族を含む。
- ②美浜駅または東美浜駅を始点または帰点としたJR切符であること。
- ③町税等に滞納がないこと。

助成額

JR切符購入費の3分の2(限度額10,000円)を助成します。
※助成は、1世帯1回限りとする。(子どもと別世帯の親族とが旅行した場合も1世帯とする。)

申請方法

- ①JR美浜駅で切符を購入した際に、JR美浜駅に備え付けの申請書兼請求書に販売証明を受けてください。
- ②親子旅行実施後20日以内に町企画政策課へ申請書兼請求書を提出してください。

ダメ！ゼツタイ 不法投棄・野外焼却

廃棄物の不法投棄・野外焼却（野焼き）に関する情報、問い合わせは、美浜町でも年に何件も寄せられています。これらの行為は法律で禁止されており、近年では反社会的行為という位置づけが強化され、制裁処置が大幅に引き上げられています。

今回は、具体的にどのような行為が不法投棄・野外焼却にあたるのか、またどのような罰則があるのかをお知らせします。

■ 不法投棄とは

廃棄物は、私たちの日常生活によって排出される「一般廃棄物」と事業活動によって生じる「産業廃棄物」に分類されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物は、各市町村が一定のルールを定め、計画的に処理することになっています。また、産業廃棄物については、排出した事業者が自ら処理するか、許可を持つ処理業者に委託して処理しなければなりませんとされています。

これらのルールに従わず、廃棄物

を山林や原野へ捨てたり、埋めたりする行為全般を不法投棄といえます。

現在では、がれき類等を中心に、全国で年間10・2万t（平成19年度環境省調べ）もの廃棄物が農地や山林に不法投棄され、環境や景観に悪影響を与えています。



↑丹生で発見された不法投棄の現場

■ 不法投棄が及ぼす影響

では、不法投棄は、私たちの生活や環境にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

不法投棄されるものの中で人体に

直接影響を与えるものは全体の約1%といわれています。しかし、それらの中には注射器等の医療廃棄物や石綿、農薬等の少量でも非常に危険なものが含まれている場合があります。また、ビニールやがれき等は自然に分解されることがなく、その場に残り続けるため景観に悪影響を及ぼします。

■ 罰則について

不法投棄・野外焼却に関する罰則については、平成12年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により制裁処置が大幅に引き上げられています。

法律に違反した場合、最大で5年以下の懲役または1,000万円（法人では1億円）以下の罰金が科せられます。

■ 不法投棄・野外焼却を 発見したら

不法投棄や野外焼却（野焼き）の現場、若しくは怪しい車両等を目撃した場合は、町役場または警察へ連絡してください。

また、通報の際には次のことを連絡してください。

① 誰が

- ・ 特定の業者
- ・ 個人



② 何を

- ・ 家屋の解体で生じた「がれき、木くず」等
- ・ 道路工事で生じた「コンクリート片」等
- ・ 畜産業で出る動物の「糞尿」

③ どこに

- ・ 〇〇区の山中
- ・ 〇〇川の河川敷

④ どうしている

- ・ 積んで焼いている
 - ・ 穴を掘って埋めている
 - ・ 投げ捨てて、散乱させている
- ただし、野焼きについては、落ち葉や枯れ枝でのたき火、農作業に関わる病害虫駆除、漂着ゴミの処分等、例外として認められているものもあります。ご連絡の際には詳細な状況をお知らせください。

また、野焼きをされる方についても消防への届出等ルールを守り、周辺住民の方々に迷惑がかからないよう、風のない日に行う等の配慮をお願いします。



※お問い合わせ先

町住民安全課(担当・田村)

☎ 32-6703

美浜発電所の状況



今回の報告では、5月18日から6月18日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜発電所2号機の燃料漏えい原因が判明

関西電力(株)は、4月19日に発生した2号機の燃料漏えいについて、同月24日に原子炉を停止した後、周辺環境への安全を十分確認したうえで、漏えい原因の調査を開始しました。

①漏えい原因を特定するため調査を実施

関西電力(株)は、まず原子炉容器内に装着された燃料集合体121体すべてを調査するため、原子炉容器の上蓋を開放し、1体ずつ使用済み燃料ピットへ移送した後、燃料集合体から放射性物質の漏えいの有無を確認する検査を行いました。結果、121体のうち2体で漏えいを確認し、その後の外観検査や超音波検査等により、燃料棒計3本に白色模様や傷があることを確認しました。

3本のうち1本は、燃料棒の表面が白く変色したもので、漏えいは認められませんでした。残り2本からは、傷が原因で漏えいしていることが確認されたため、同社では、傷の形状から何らかの異物が混入し、運転による水流や振動により、異物と燃料棒が接触し傷が発生したものと推定しました。

また、このほかに原子炉容器内を

調査しましたが、異物は発見されませんでした。

②燃料漏えいの原因はステンレス板の混入

関西電力(株)では、これまでの調査を踏まえ、漏えい原因となった2体の燃料集合体を水中カメラで確認したところ、うち1体の「KABC13」の第5支持格子に、異物を発見しました。(図1)

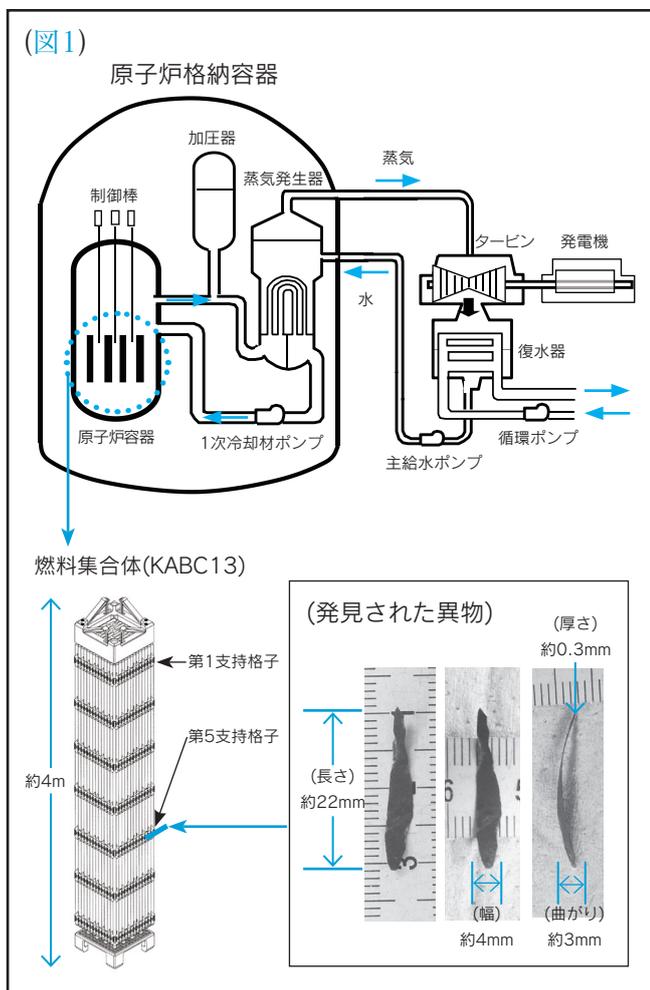
その後、吸入ポンプ等により異物を回収し、形状と材質を分析した結果、保温材の外装板で使用されているステンレス板の可能性が高く、燃料集合体に混入した時期は、前回の定期検査時に蒸気発生器の点検通路

下部の開口部から当該燃料集合体を装荷する間に、原子炉容器内に落下した可能性が高いと判断しました。

③同じ事象を起こさないため防護対策を強化

関西電力(株)では、再発防止対策として、異物管理の重要性を作業員に再認識させるとともに、今年8月下旬から予定している定期検査で、今回落下の疑いが高い蒸気発生器の点検通路下部の開口部をふさぐこととしています。

また同社では、漏えいを確認した燃料集合体を交換後、必要な作業を行い、6月下旬に原子炉を起動する予定です。



定格熱出力一定運転中

(平成21年12月18日)

美浜1号機

美浜2号機

4月19日に発生した燃料集合体からの漏えいの疑いにより停止中
※この事象による周辺環境への影響はありません。

美浜3号機

定格熱出力一定運転中

(平成22年4月16日)